

業務用IP無線システムのご紹介 モバイルクリエイイト社製 iMESH無線機

IM-870



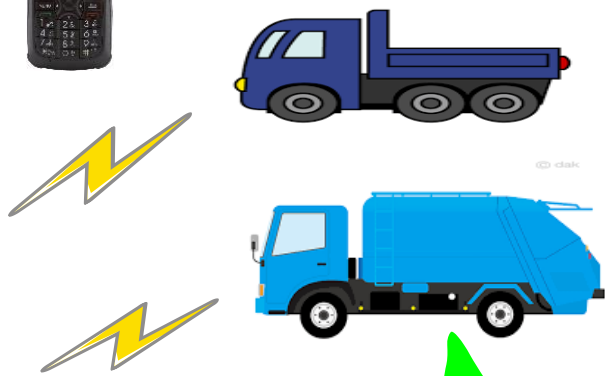
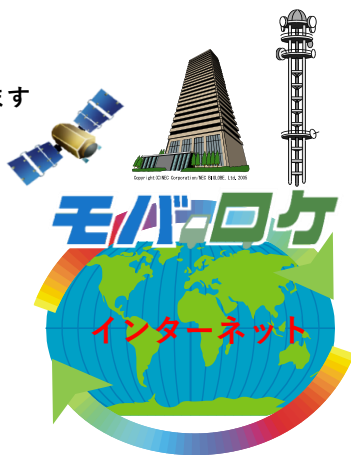
IM-530



IM-550



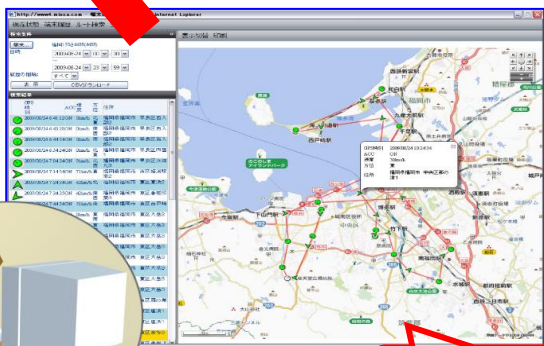
携帯電話でも車両位置の確認ができます



docomo4G/LTE通信エリア内であれば  
全国どこでも通話可能な無線機!!!

ASPサーバーにより得られる主な情報  
位置表示(車両名・日時・速度・住所)  
履歴表示(車両名・日時・速度・住所)  
状態表示(荷積・荷下・待機・休憩 他)

道交法対応  
走行中の携帯電話等による厳罰が強化され  
ましたが、スピーカ機能搭載の車載用  
無線機については走行中の使用にも罰則  
の対象にはならないとされております



動態管理!!

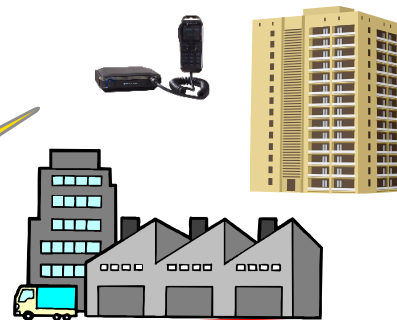
事務所側(PC)

docomo4G/LTE通信網

移動局



指令室



裏面もご覧ください

お問い合わせ・ご用命は 株式会社 エッチ・エス・ストロング  
〒132-0034東京都江戸川区小松川4丁目93番地  
TEL03-3683-6641 FAX03-3683-6648

## ご参考【運転中のスマホ厳罰化】

改正道路交通法の条文（令和元年12月1日施行）

（運転者の遵守事項）

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ）のために使用し又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第三号の二において同じ）に表示された画像を注視しないこと

モバイルクリエイイト社ホームページ「よくある質問」欄から運転中に使用できますか？弊社製品のようなスピーカー機能を搭載した車載用無線機であれば罰則の対象にならない可能性が高いです。ただし、罰則の対象になる明確な基準がないため無線機の使用中に交通事故など起こしてしまった場合は現場の判断が最優先され「安全運転義務違反」の対象になる可能性があります。上記を踏まえ基本的には走行中の使用は避け、通話の際は停車している状態で無線機操作を行ってください。令和元年12月1日に道路交通法の一部改正が施行され、運転中の無線通話装置に関する厳罰化が行われました。無線通話装置の基準と、罰則の対象になる場合に《車載用無線機について》

施行前の時点で利用が制限されていなかった下記のような車載用無線機については罰則の対象にならない可能性が高い

- ①本体が車に備え付けられている（ビス止め等の条件は特に決まっていないが、センターコンソールに置いてあるだけ等はその場の判断で、備え付けているとは判断されない可能性もある）
- ②端末自体にスピーカーがついており、音声の受信に操作を必要としない

《ハンディ型無線機の車内利用について》

下記のような条件を満たしているハンディ型無線機は罰則の対象にならない可能性が高い。

- ①端末が車に備え付けられている（ビス止め等の条件は特に決まっていないが、センターコンソールに置いてあるだけ等はその場の判断で、備え付けているとは判断されない可能性もある）
- ②本体にスピーカーがついており、音声の受信時に操作を必要としない
- ③本体にスピーカーがついていない場合でも、スピーカーマイクと接続することで音声の受信時に操作を必要としない

警視庁交通安全相談窓口を確認結果

- ①無線機は使用可能（本体とマイクがつながっている場合。タクシー無線など）受信、送信ともに各都道府県共通で道路交通法違反にならない。
- ②携帯電話の直接の使用は禁止されている。ハンズフリーイヤホン利用での通話は対象外であるが、東京都道路規則に「パトカー・救急車等」サイレン音が聞き取れず、走行を妨げる等の事象があれば取り締まの対象とのこと。
- ③クルマの装備としてハンズフリー車の場合スピーカーからの通話音声なので特段の取締りは対象外。